

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………
- ……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………
- 建築基準法による意見の聴取……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 平成三十一年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………
- ……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……………
- 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………
- ……………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 放置車両確認事務の委託 (三十四件) ……(警視庁)……………

告示

●東京都告示第四十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二八三	雑誌	POE BACKS BABY COMICS	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二八四	雑誌	BAMBINO COMICS ICS QPACOLLECTION 理解不能クソキューティ	同右

●東京都告示第五十号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備

え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小池 百合子

区市 指定する区域

練馬区 貫井三丁目及び富士見台三丁目各地内

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都告示第五十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十一年一月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 公聴会を行う日時 平成三十一年一月二十九日(火曜日)午後四時三十分から

二 公聴会を行う場所 清瀬市中清戸地域市民センター 第一会議室

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当(東京都小平合同庁舎一階)

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当(東京都小平合同庁舎一階)

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当(東京都小平合同庁舎一階)

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当(東京都小平合同庁舎一階)

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課指導第二担当(東京都小平合同庁舎一階)

四 公聴会を行う理由 小平市花小金井一丁目六番二十号
電話〇四二(四六四)〇〇一〇

建築主 新宿区西新宿二丁目八番一号
所氏名 東京都

建築敷地 清瀬市中清戸二丁目八百五十番一及び八百五十二番六

地域地区 第一種低層住居専用地域、準防火地域、第一種高度地区、第一種中高層住居専用地域、準防火地域及び第二種高度地区

申請の概要

工事種別 新築
及び用途 消防署

敷地面積 約二、五九七平方メートル

建築面積 約九三六平方メートル

延べ面積 約二、九八二平方メートル

構造及び階数 鉄筋コンクリート造ほか
地上四階地下一階ほか

高さ 一四・七五メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

●東京都告示第五十二号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

平成三十一年四月八日、同月九日及び同月十五日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 平成三十一年四月八日、同月九日及び同月十五日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

イ 平成三十一年四月十六日、同月二十二日及び同月二十三日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十一年一月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名

杉並あきる野

二 供用開始の区間 杉並区成田西二丁目二百七十一番四地先から同区高井戸東四丁目六百九十四番一地先まで

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

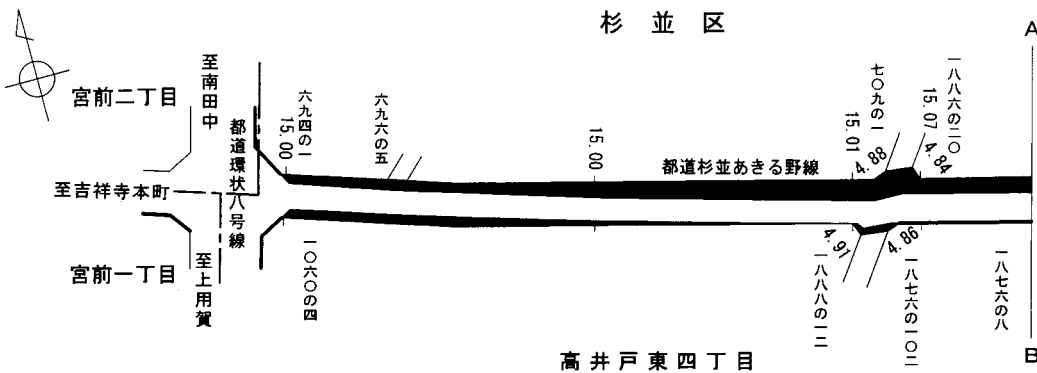
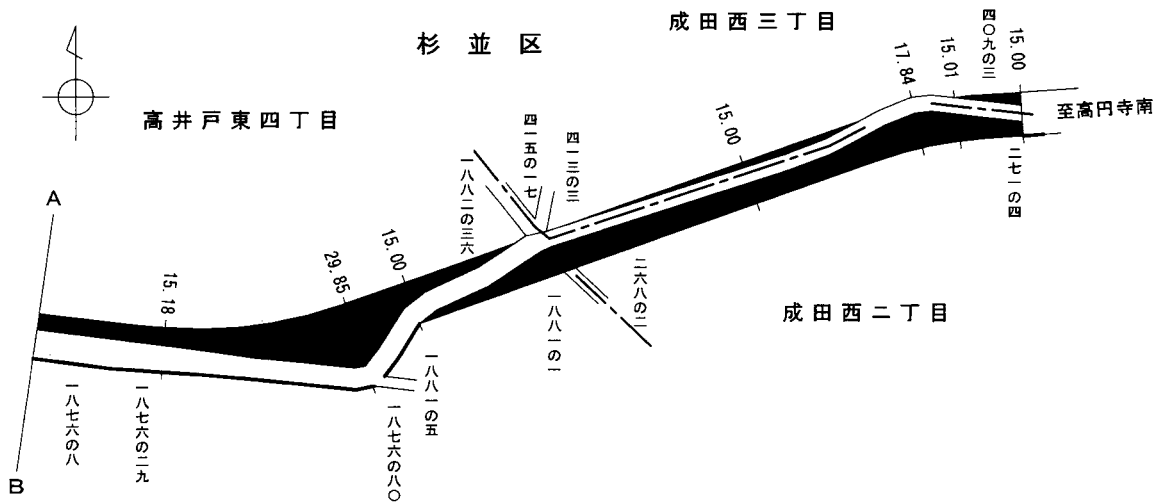
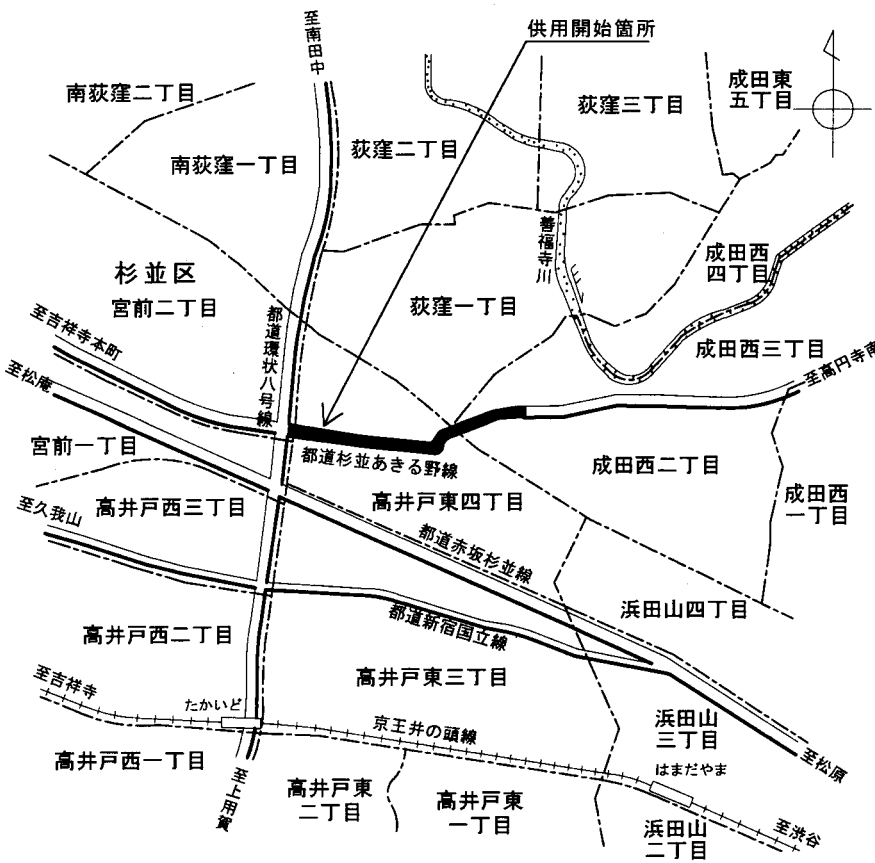
四 供用開始の期日 平成三十一年一月十八日

別図

都道杉並あきる野線供用開始略図
杉並区成田西二丁目～高井戸東四丁目

都道
 特別区道
 供用開始区域

延長 六〇七・七二メートル
 面積 五、一七八・〇五平方メートル



●東京都告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十一年一月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

杉並あきる野

二 占用を制限する区間

杉並区成田西三丁目二百七十一番四地先から同区高井戸東四丁目六百九十四番一地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

いと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十一年一月十九日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

立川市一番町二丁目五番十七及び同番六十八から同番七十七まで
株式会社アステイク
代表取締役 宮谷 祐介

羽村市羽字武蔵野四千百九十一番三
羽村市双葉町一丁目一番十二号
社会福祉法人ココロの会
理事長 山本 一代

昭島市大神町四丁目一番一、二番一、三番一、四番一、五番一、十三番一から同番三まで、十七番、十九番一から同番三まで、二十四番、二十五番一、二十六番一、同番四、二十七番四及び同番五

豊島区南池袋一丁目十六番十五号
西武鉄道株式会社
代表取締役 若林 久

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八

条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ノジマ東久留米滝山店

二 店舗所在地 東久留米市滝山五丁目二番一ほか
株式会社ノジマ

三 設置者名

四 意見

ア 聴取者 東久留米市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十二月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年一月十八日から同年二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 秋本産業ビル

二 店舗所在地 武蔵野市境南町二丁目二番二十号

三 設置者名 秋本産業株式会社

四 意見

ア 聴取者 武蔵野市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十二月二十六日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年一月十八日から同年二月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する

七 縦覧時間

る条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

放置車両確認事務の委託について
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成31年1月18日

警視庁大森警察署長
警視 藤 木 恒 治
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 ライケイ株式会社
 - (2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁大森警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成31年1月18日

警視庁田園調布警察署長
警視 新 堀 義 人
記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス
 - (2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁田園調布警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁蒲田警察署長

警視正 勝 見 忠 法

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁蒲田警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁池上警察署長

警視 山口 博

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁池上警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁東京空港警察署長

警視 頼 田 修 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東京空港警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁世田谷警察署長

警視 煥 嶋 裕 二

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンソテイク警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁世田谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁北沢警察署長

警視 鈴木 佳 枝

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンライ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁北沢警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁玉川警察署長

警視 石原 剛 次

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁玉川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁成城警察署長

警視 原田 章 治

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁成城警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁目黒警察署長

警視 濱野 和 己

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁目黒警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁碑文谷警察署長

警視 木原 仁 夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁碑文谷警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁中野警察署長

警視 内海 順 一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁中野警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁野方警察署長

警視 田中 豊 弥

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁野方警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁杉並警察署長

警視 北林 利 基

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁杉並警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁高井戸警察署長

警視 友利 英昭

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高井戸警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁荻窪警察署長

警視 末稿 典明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荻窪警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁滝野川警察署長

警視 星野 信一

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 中部安全サービス保障株式会社

(2) 所在地 愛知県名古屋市佐古木一丁目14番地1

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁滝野川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁王子警察署長

警視 鶴 利 弘

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁王子警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁赤羽警察署長

警視 帆 津 智 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンライ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁赤羽警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁板橋警察署長

警視 正 枝 廣 基 司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁板橋警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁志村警察署長

警視 小 宮 山 文 彦

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁志村警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁高島平警察署長

警視 佐 々 木 孝 明

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 テイクイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高島平警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁練馬警察署長

警視 木 幡 久 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 フェイケイ株式会社

(2) 所在地 新宿区歌舞伎町一丁目1番16号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁練馬警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁光が丘警察署長

警視 神 谷 一 成

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁光が丘警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁石神井警察署長

警視 鈴 木 秀 樹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁石神井警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標準の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁尾久警察署長

警視 坂 元 徳 仁

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 中部安全サービス保障株式会社

(2) 所在地 愛知県弥富市佐古木一丁目14番地1

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁尾久警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁南千住警察署長

警視 稲垣 政美

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南千住警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁荒川警察署長

警視 小松 根 泰司

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁荒川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁千住警察署長

警視 窪田 敦夫

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁千住警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月18日

警視庁西新井警察署長

警視 小林 仁

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁西新井警察署の管轄区域

(2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成31年1月18日

警視庁竹の塚警察署長
 警視 林 正 己

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンライ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁竹の塚警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成31年1月18日

警視庁綾瀬警察署長
 警視 林 二郎

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンライ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁綾瀬警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について
 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成31年1月18日

警視庁亀有警察署長
 警視 田 村 高 次

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社セゾン
 - (2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁亀有警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成31年1月18日

警視庁葛飾警察署長
 警視 湯 浅 誠

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社セゾン
 - (2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁葛飾警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001